

院内掲示事項（令和８年７月２４日現在）

１．保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係

当院は保険医療機関の指定を受けています。

２．療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

（１）入院基本料に関する事項

◎地域包括医療病棟入院料

（日勤、夜勤あわせて）入院患者１０人に対して１人以上の看護職員として、１日に１３人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。時間帯ごとの配置は以下のとおりです。

朝９時から夕方１７時まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は４人以内です。

夕方１７時から朝９時まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は１６人以内です。

当病棟において、１日に看護補助を行う看護補助者数は、常時、当病棟の入院患者２２人に対して１人以上勤務しております。

地域包括医療病棟は、１日あたりの入院料が定額で、入院基本料・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料などの項目が包括される包括算定となります。一部の処置やリハビリテーション料、薬剤等は包括対象外です。

（２）入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に、医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

（３）近畿厚生局長へ届け出た全ての届出医療

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、近畿厚生局長に届出を行って診療を行っています。

情報通信機器を用いた診療に係る基準（情報通信）第１６２１号

電子的診療情報連携体制整備加算３（外医ＤＸ３）第１８４０号

継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準（入減免）第１５３号

救急医療管理加算（救急医療）第２５７号

診療録管理体制加算２（診療録２）第１００２５４号

電子的診療情報連携体制整備加算２（入医ＤＸ２）第５８号

医療安全対策加算２（医療安全２）第１００３８６号

感染対策向上加算３（感染対策３）第６号

地域支援・医薬品供給対応体制加算１（地薬供１）第２０６号

病棟薬剤業務実施加算２（病棟薬２）第２５２号

データ提出加算２（データ提）第４４２号

入退院支援加算１（入退支）第５２８号

地域包括医療病棟入院料１（地包医１）第１４号

- ・看護補助体制加算:25対1（看護補助者５割以上）
- ・夜間看護補助体制加算:夜間５０対１看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算:16対１配置加算１

入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）（食）第１００１６９号

がん性疼痛緩和指導管理料（がん疼）第 871 号
二次性骨折予防継続管理料 1（二骨管 1）第 117 号
二次性骨折予防継続管理料 3（二骨継 3）第 281 号
地域連携小児夜間・休日診療料の注 2、地域連携夜間・休日診療料の注 2 及び救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算（トリ体）第 28 号
救急外来医学管理料 2 及び同注 3 に規定する救急外来緊急検査対応加算 2（救外 2）第 13 号
ニコチン依存症管理料（ニコ）第 101685 号
がん治療連携指導料（がん指）第 3861 号
別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院（支援病 3）第 217 号
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料（在医総管 1）第 104666 号
在宅がん医療総合診療料（在総）第 103361 号
薬剤管理指導料（薬）第 100249 号
救急患者連携搬送料 2（救患搬）第 98 号
検体検査管理加算（Ⅰ）（検Ⅰ）第 100118 号
検体検査管理加算（Ⅱ）（検Ⅱ）第 100258 号
CT 撮影及びMRI 撮影（C・M）第 101342 号
外来化学療法加算 2（外化 2）第 100127 号
無菌製剤処理料（菌）第 100107 号
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）（脳Ⅲ）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（運Ⅰ）第 618 号
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術（脊刺）第 145 号
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造）第 367 号
輸血管理料Ⅱ（輸血Ⅱ）第 100178 号
輸血適正使用加算（輸適）第 200 号
麻酔管理料（Ⅰ）（麻管Ⅰ）第 100153 号
看護職員処遇改善評価料 3 2（看処遇 3 2）第 15 号
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（外在べⅠ注）第 3318 号
入院ベースアップ評価料 8 2（入べ 8 2）第 12 号
酸素の購入単価（酸素）第 576835 号

（４）入院時の食事について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

・入院時食事療養費標準負担額（1 食につき）

- ◎一般（住民税課税世帯）550 円、◎住民税非課税世帯（90 日以内）270 円・（91 日以上）220 円、
- ◎70 歳以上・低所得Ⅰ 130 円

（５）明細書発行体制加算（個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書）の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

3. 施設基準や点数表の算定要件において掲示内容が具体的に示されているもの

情報通信機器を用いた診療に係る掲示について

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省）を遵守し、オンライン診療を実施しています。ただし当院は初診ではオンライン診療は原則として行っておりません。また、2026 年 6 月の診療報酬改訂で、向精神薬は電子処方箋体制がない場合は処方できなくなりました。現在電子処方箋体制構築中であり、しばらく当院ではオンライン診療での向精神薬処方には困難になりましたのでご了承ください。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組みを行うとともに、マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関わる相談に応じております。また、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

特定疾患療養管理料、皮膚科特定疾患指導管理料、二次性骨折予防継続管理料、生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱの施設基準に係る院内掲示について

当院では患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期処方やリフィル処方箋の発行に対応しています。長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

院内トリアージ実施体制加算について

当院では、時間外に受診される患者様（救急搬送を除く）に対し、院内トリアージができる体制を整備しております。トリアージとは、患者様の緊急度・重症度を判断し、より早期にケアを要する患者様から優先して診療を行うための仕組みです。場合によっては診療の順番が前後する場合もございますが、何卒ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

外来腫瘍化学療法診療料について

当院では専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時配置し、当該診療料を算定している患者様からの電話等による緊急相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備し、緊急時に患者様が入院できる体制を確保しています。

ニコチン依存症管理料について（敷地内全面禁煙）

当院はニコチン依存症管理料の届け出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っています。また、健康増進法第 25 条の規定に基づく、受動喫煙の防止のため、病院内のみならず駐車場等を含めた病院敷地全体において全面禁煙（電子タバコ等含む）です。病院敷地内禁煙の措置は、患者様のみならず、ご家族様及びお見舞いの方々も対象となりますので、ご協力をお願いいたします。

別添 1 の「第 9」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院

在宅で療養する患者様に緊急時の連絡体制および 24 時間の往診、訪問看護ができる体制等を確保しています。

在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料について

当院では、通院が困難な在宅での療養を行っておられる患者様または、施設入居中の患者様に対し、計画的な医学管理のもと、定期的な訪問診療を実施しております。患者様の状態に応じた診療計画を作成し、健康管理、療養上の相談、緊急時の対応等、総合的な医療を提供しております。在宅での療養を行っている患者様には

「在宅時医学総合管理料」、施設（有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等）に入居している場合には、「施設入居時総合管理料」を算定致します。

在宅がん医療総合管理料について

通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者様に、総合的な在宅医療計画を策定し、訪問診療または訪問看護あわせて週4日以上（訪問診療および訪問看護をそれぞれ週1回以上）おこなった場合に1週間を単位として在宅がん医療総合診療料を算定いたします。

地域支援・医薬品供給対応体制加算・地域支援・外来医薬品供給対応体制加算について

当院は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、変更する場合には十分に説明いたします。

一般名処方加算について（当院でのお薬の処方について）

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組などを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ先発品（長期収載品）を処方した場合は後発医薬品との差額の一部が選定療養費として患者様の自己負担となります。

長期収載品の選定療養について

後発医薬品がある先発医薬品について、患者様のご希望にて先発医薬品を選択される場合、選定療養として特別の料金が発生する場合があります。医療上の必要性があると医師が判断した場合、後発医薬品の提供が困難な場合などは選定療養の対象外となることがあります。詳しくはお尋ねください。

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術届出状況報告書（令和7年）

- 1 区分1に分類される手術
 - ア：頭蓋内腫瘍摘出術等 0件
 - イ：黄斑下手術等 0件
 - ウ：鼓室形成手術等 0件
 - エ：肺悪性腫瘍手術等 0件
 - オ：経皮的カテーテル心筋焼灼術 0件
- 2 区分2に分類される手術
 - ア：靱帯断裂形成手術等 14件
 - イ：水頭症手術等 0件
 - ウ：鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 0件
 - エ：尿道形成手術等 0件
 - オ：角膜移植術 0件
 - カ：肝切除術等 0件
 - キ：子宮附属器悪性腫瘍手術等 0件
- 3 区分3に分類される手術
 - ア：上顎骨形成術等 0件

- イ： 上顎骨悪性腫瘍手術等 0 件
- ウ： バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉） 0 件
- エ： 母指化手術等 0 件
- オ： 内反足手術等 0 件
- カ： 食道切除再建術等 0 件
- キ： 同種死体腎移植術等 0 件
- 4 区分4に分類される手術の件数 0 件
- 5 その他の区分に分類される手術
- 人工関節置換術 3 件
- 乳児外科施設基準対象手術 0 件
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 0 件
- 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術 0 件
- 経皮的冠動脈形成術 0 件
 - 急性心筋梗塞に対するもの 0 件
 - 不安定狭心症に対するもの 0 件
 - その他のもの 0 件
- 経皮的冠動脈粥腫切除術 0 件
- 経皮的冠動脈ステント留置術 0 件
 - 急性心筋梗塞に対するもの 0 件
 - 不安定狭心症に対するもの 0 件
 - その他のもの 0 件

病棟での面会時間について

予約は不要です。入館手続きを行い、サージカルマスクをご着用ください。
面会時間 14時から17時（当院より連絡があった場合等は除く）

医師事務作業補助体制加算について

当院では、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき医師事務作業補助者の外来／病棟診療補助や他職種との業務分担など以下の取り組みを実施しています。

◎医師の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項

- （１）医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担
 - ・ 初診時の予診の実施 ・ 静脈採血等の実施 ・ 入院の説明の実施
 - ・ 検査手順の説明の実施 ・ 服薬指導 他
- （２）勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- （３）前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保
- （４）予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- （５）当直翌日の業務内容に対する配慮
- （６）交替勤務制・複数主治医制の実施

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しています。患者様、ご家族様の皆さまにも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者 看護部長：紙谷

(2) 看護職員の勤務状況の把握等 勤務時間 平均週40時間

2 交代の夜勤に係る配慮

・夜勤後の暦日の休日の確保 ・残業が発生しないような業務量の調整

(3) 多職種からなる役割分担推進の為の委員会または会議

業務改善検討委員会 開催頻度年1回 参加人数約5人

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

・計画の策定 ・職員に対する計画の周知（院内掲示）

(5) 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に関する取組事項の公開 ・院内に掲示

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

(1) 業務量の調整（時間外労働が発生しないような業務量の調整、基準以外の看護師配置、クラークの配置）

(2) 短時間正規雇用の看護職員の活用

(3) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮 ・夜勤の減免制度 ・休日勤務の制限制度

3. 看護職員と看護補助者との業務範囲についての見直し、業務量調整

毎月の年次有給休暇の取得率・時間外労働の算出を行い、負担割合を把握し随時業務範囲の見直しを行う。

4. 看護職員と多職種との業務分担

・リハビリスタッフ：リハビリ患者の送迎 ・臨床検査技師、診療放射線技師：レントゲン、生体検査などにおける送迎を減らせるようにベットサイドでの検査を継続しておこなう

・薬剤師：持参薬のリスト化を入院当日におこなう

5. 多様な勤務形態の導入

・短時間正規雇用の活用 ・基部にかなった勤務体制

・妊娠、子育て中は短時間勤務、夜勤の減免制度 ・夜勤専従者の確保

6. 安定的な欠員補充と定着促進

7. 工夫を検討していく

現状の問題点の把握を行い、随時おこなっていく

口腔管理連携加算について

当院では、入院患者様の口腔機能の維持・改善及び誤嚥性肺炎等の予防を目的として、歯科医療機関や多職種と連携し、必要に応じた口腔管理を実施しております。

【連絡体制内容】

当院が入院患者様の歯科的介入が必要と判断した場合には、連携歯科医療機関に電話連絡を行い、診療情報提供書等を用いて情報共有を行いつつ、次の事項の適切な医療連携をさせていただきます。

- ・口腔内診察 ・応急処置 ・義歯調整・修理 ・感染源除去の可否判断 ・治療必要性の評価報告
- ・継続歯科治療の介入要否判断

医療安全対策の取り組みについて（医療安全対策加算）

当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。また、医療安全管理者等による、相談および支援を受けることができます。詳しくは、受付窓口、および病棟へお尋ねください。

院内感染対策の取り組みについて（感染対策向上加算）

当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。また、院内だけにとどまらず、地域の高齢者施設や病院の感染防止対策の知識の向上のための連携・活動を行っています。

病棟薬剤業務実施加算 2 について

当院は病棟に専任の薬剤師を配置しており、医薬品情報管理室が積極的に医薬品安全性情報等を収集し、評価するとともに、一元管理し、関係医療従事者に速やかに周知する体制を整備しています。また、必要に応じてカンファレンス等を行っています。

入退院支援加算 1 について

当院では、入退院支援及び地域連携を担う部門を設置し、当該部門に十分な経験を有する社会福祉士、看護師を配置し、退院支援等を行うにつき十分な体制を整えています。患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

担当者：松井（社会福祉士）、紙谷（看護師）

協力対象施設入所者入院加算について

当院は介護保険施設等の協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者様の病状の急変等に対応しています。

物価対応料について

令和 8 年度診療報酬改訂により、物価高騰への対応として、物価対応料を算定しています。

外来・在宅ベースアップ評価料・入院ベースアップ評価料について

当院では賃上げ計画書を作成し、近畿厚生局長に届け出を行い「各ベースアップ評価料」を算定し、その一部を患者さんに負担いただいております。本評価料は、日本全体で賃上げがすすむなか、医療職・看護補助者・事務職員・40 歳未満医師等の賃金改善にその全額を充当することにより、医療現場で働く職員の処遇改善を行い、人材確保に努め、医療の質を向上させるための取り組みの一環として国が導入したものとなっております。ご理解のほどよろしくお願いいたします、

児童・高齢者・障害者虐待防止について

各種虐待防止法により、当院において虐待を発見した場合には通報義務が発生するため、当院では虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行なうための通報体制を整備しております。

医療機関は虐待を発見しやすい立場にあります。虐待防止等のための必要な措置を講ずるとともに、虐待の早期発見に協力するとともに、発見した際には、公的機関へ通報いたします。

指定医療機関に関する事項について

当院は、以下の指定を受けている医療機関です。

- ・ 保険医療機関 ・ 救急医療機関 ・ 労災保険指定医療機関 ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 結核指定医療機関 ・ 被爆者一般疾病医療機関 ・ 難病医療費助成指定医療機関

保険外負担に係るもの（保険外併用療養費）について

◎差額ベッド料金（特別な療養環境に係る料金）（1日につき）

3階	313号室（バス・トイレ付）	22,000円
2階	210号室（バス・トイレ付）	16,500円
2階	204号室（バス・トイレ付）	11,000円
3階	303号室（バス・トイレ無し）	5,500円
3階	310号室（バス・トイレ無し）	5,500円
3階	311号室（バス・トイレ無し）	5,500円
3階	312号室（バス・トイレ無し）	5,500円
2階	202号室（バス・トイレ無し）	5,500円
2階	203号室（バス・トイレ無し）	5,500円
2階	205号室（バス・トイレ無し・2人部屋）	3,000円

◎日常生活上のサービスに係る費用

テレビリース代（1日につき）	550円
イヤホン（1個につき）	330円

◎公的保険給付とは関係のない文書の発行にかかる費用

診断書（病院様式）（1通につき）	3,300円
診断書（保険会社様式）（1通につき）	5,500円
死亡診断書（1通につき）	5,500円
身体障害者認定用診断書（1通につき）	11,000円
後遺症診断書（交通事故等）	11,000円

救急入院時臨時物品

病衣（1着につき）	330円
尿取りパット（1枚につき）	165円
おむつカバー（1枚につき）	220円
リハビリパンツ（1枚につき）	165円
お尻拭きシート（1枚につき）	330円
防水シート（1枚につき）	165円
歯ブラシセット（1セットにつき）	330円
コップ（1個につき）	165円
その他、診察券再発行料（1枚につき）	330円